

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026年6月26日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ウズベキスタン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術

協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ウズベキスタン国（以下、「当国」）では、2016年にミルジヨエフ大統領が就任して以来、国有企業の民営化、外国投資の促進、PPPの推進等の経済改革が進み、開放的な市場経済へ移行しつつある。当国では、これらを背景に、2024年には年平均6.8%の経済成長を達成しており、また、国連貿易開発会議（UNCTAD）が公表する「World Investment Report 2025」によると、2024年の海外直接投資流入額は28億米ドルであり前年比31.5%増で、中央アジア諸国内で最多となった。こうした状況に対し、当国は、更なる経済発展のため、国家開発戦略として「ウズベキスタン2030」（National Development Strategy 2030）を策定し、2030年までに高中所得国入りを目指している。また、「新ウズベキスタン開発戦略2022～2026（大統領令UP-60）」（2022年1月）では、「経済の自由化を通じた産業政策の推進、外国投資促進・投資環境整備（2026年までに1,200億ドル、うち700億ドルが外国投資）」、「ビジネス環境整備・民間セクター活性化（GDPに占める民間シェア80%実現）」が具体的な目標として掲げられている。更には、経済特区の整備にも力を入れており、多岐に亘る分野で今後、更なる投資促進を図っていくことが示されている。このように、当国では産業開発・投資促進をより一層進めて行くことを国家目標とし、取組を加速している。

他方、同国の産業開発・投資促進においては、二重内陸国であることに起因する高い物流コストがかかること、原材料の資源輸出に依存し加工による付加価値を創出できないこと、外国投資家にとって投資収益性の判断に必要な情報（現地でのビジネスの収益構造、ローカルパートナーの信頼度、ポテンシャル分野の具体的な案件候補）が十分でないこと、近年民間企業に開放しつつあるものの国営企業が経済に介入し、民間セクターのダイナミズムを阻害していること、都市部・地方部間でインフラ・地域格差が大きいこと、貿易相手国が特定国（ロシア、中国等）に偏重していることなど、引き続き課題がある。また、経済特区開発においても、多くの経済特区が整備されつつあるものの、その運営の非効率さやインフラの不足（交通リンク、施設整備、デジタル化）、投資機会に係るプロモーションの不足、経済特区間の連携（サプライチェーンの接続等）等の課題がある。

かかる状況下、当国政府からJICAに対して、産業競争力強化と投資環境改善に関する協力の依頼があった。当国は地政学的にも重要な位置にあり、域内でも今後の経済成長が期待されている中で、将来的な日本企業の進出促進も念頭に置き、同国への協力方策の検討が求められている。

本プロジェクトでは、ウズベキスタン投資産業貿易省を対象に、経済特区の開発・運営及び投資促進に係る能力強化を通じ、産業振興及び実施体制の強化を図り、もってウズベキスタンにおける産業競争力強化と投資環境改善に寄与することを目指す。なお、本プロジェクトに先立ち、産業開発に係る情報収集・確認調査を実施しており、同国の主要産業のポテンシャル及び課題、当国の投資環境にかかる収集・分析、当国の比較優位となる産業の特定、産業開発ロードマップ案、産業振興・投資促進に関する協力メニューの検討等を行っている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年7月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ウズベキスタン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2026年7月中旬～2026年8月上旬）

- ① JICAウズベキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② ウズベキスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
- ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（ADB、EBRD、GIZ、世界銀行、IFC等）の活動動向、連携の可能性
 - オ) ウズベキスタン国産業開発に係る情報収集・確認調査等で提案を受けている有望産業の代表的な企業（外資や地場企業）へのヒアリング
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAウズベキスタン事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2026年8月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年8月31日（月）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

ジェンダー視点に立った調査の実施

調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や家庭内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- ① 社会・ジェンダー分析を行う。
- ② 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ③ ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
- ④ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年7月19日～8月8日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しており、JICAの調査団員は7月27日～8月7日の現地調査を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ウズベキスタン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語もしくは日本語⇄ウズベク語 (ロシア語) の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発第一グループ第一チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
・ウズベキスタン国産業開発に係る情報収集・確認調査関連資料

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と

なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上